

平成25年度(前半)

総合健康診査を実施します!

総合健康診査(総合健診)とは・・・

特定健康診査(40～74歳)、または**後期高齢者健康診査**(75歳以上)と胃がん、大腸がん、結核肺がん検診を同時に受診できる健診です。胃がん検診等を希望されない方は、一般的な健康診査または単独のがん検診を受診してください。

受診の際は、各医療保険者が発行する「健康診査受診券」と「健康保険証」を必ずお持ちください。

- 茨城町国民健康保険加入者及び後期高齢者医療保険加入者の「茨城町健康診査受診券」は、健康診査実施日までに送付します。(6月上旬頃を予定)
- 社会保険の被扶養者で40から74歳の方は、各医療保険者(健康保険証発行機関)に「特定健康診査受診券」の発行時期を確認し、健診日に持参してください。

健 診 内 容	個人負担金
◆総合健診(①～④は原則全て受診) ①特定健診(問診・身体計測・血圧測定・尿、血液検査・心電図、眼底、貧血検査) 高齢者健診(問診・身体計測・血圧測定・尿、血液検査) ※心電図、眼底、貧血検査は希望で受診できます。(有料) ②肺がん・結核検診(胸部レントゲン検査) ③胃がん検診(バリウムによる胃部レントゲン検査) ④大腸がん検診(便潜血反応検査 2日採便法)	① 国保 1,000円 社保は種類により異なる。 高齢者 無料 ※1,700円 ② 無料 ③ 800円 ④ 300円
◆本人の希望による追加検診項目 ・肝炎ウイルス検診(対象:40歳以上の方でこれまで受診されていない方) ・喀痰検査(対象:40歳以上の方で、血痰の出た方、または50歳以上で1日の喫煙本数×喫煙年数が600本以上の方) ・前立腺がん検診(対象:50歳以上の男性) ・腹部超音波検診(対象:40歳以上で特に希望される方【定員1日50人】) ※平成24年度に超音波検診を受けた方は、今年度は受診できません【2年に1回】	500円 500円 500円 1,000円

☆ 大腸がん検診・肝炎ウイルス検診については、年齢によって個人負担金が無料となる場合があります。

☆ 町民税非課税世帯等の方は、特定健康診査、高齢者健診の希望追加検査以外の検診等に係る個人負担金は、免除されますので申し出てください。

★ 特定健康診査、高齢者健康診査及び各種がん検診等は、年度内に1回のみの受診とします。

- ① 健診日 6月16日(日)・7月3日(水) 2日間
- ② 受付時間 午前7時00分～午前11時(30分ごとの時間指定制)
- ③ 健診場所 総合福祉センター「ゆうゆう館」内 保健センター
- ④ 対象者 40歳以上の希望者(昭和49年3月31日以前に生まれた方)
- ⑤ 定員 400人(1日200人 腹部超音波検診は1日50人)
- ⑥ 申込方法 電話申込み:健康増進課(保健センター) ☎240-7134
または直接窓口へ申込みください。申込みの際、健康保険証の種類を確認します。
- ⑦ 申込期間 4月8日(月)～5月10日(金) 土・日・祝日は除きます。
※定員になり次第締め切ります。

◎ 申し込みをされた方には、後日、詳しい資料を送付します。

※ 後半の総合健診は、11月、12月に実施予定です。また、平成25年度の特定、高齢者、生活習慣病健診及び各種がん検診等の実施日等については、後日広報いばらきでお知らせします。

【問合せ先】 健康増進課(ゆうゆう館内) ☎240-7134(直通)

忘れずに予防接種を受けましょう



予防接種とは、感染症の原因となるウイルスや細菌、又は病原体が作り出す毒素の力を弱めてワクチンを作り、これを身体に接種してその病気に対する抵抗力（免疫）をつけることをいいます。

これにより病気を予防し、かかったとしても症状を軽くすることができます。また、みんなが接種を受けることにより、世の中にその病気を流行させないという大切な役割もあります。予防接種で免疫をつけて、感染症にかからないようにしましょう。お子さんの予防接種のスケジュールは別紙「平成25年度乳幼児学童の予防接種」をご覧ください。

ここでは、予防接種の変更点などをお知らせいたします。詳細については健康増進課までお問い合わせください。

Hi b ワクチンの追加接種の間隔が短くなりました

【旧】初回免疫接種後からおおむね1年 → 【平成24年11月14日から】初回免疫接種後7か月から13か月の間

BCG（結核）の対象者が拡大されます

【現在】生後6か月未満 → 【4月1日から】生後1歳に至るまで（誕生日の前日まで）

（標準的接種期間：生後5か月から8か月に達するまで）

日本脳炎の特例対象者が拡大されます

日本脳炎予防接種の積極的勧奨の差し控えにより日本脳炎の定期の予防接種を受ける機会を逸した方への特例対象者が拡大されます。

【現在の特例対象者】平成7年6月1日から平成19年4月1日生まれの方



【4月1日からの特例対象者】平成7年4月2日から平成19年4月1日生まれの方

※特例内容・・・20歳未満の方を定期（1期、2期）の予防接種の対象とする。（ただし、2期の接種年齢は9歳以上）

長期にわたり療養を必要とする疾病等にかかり定期予防接種の機会を逸した方

今年1月30日から、特定の疾病にかかっていた方について、快復後の予防接種を定期のものとして受けることができるようになりました。

○対象疾患 悪性新生物や血液・免疫疾患など12分類

○期間 対象疾患の快復時から2年間

※一部年齢制限あり（ジフテリア・百日せき・ポリオ・破傷風の4種混合…15歳、BCG…4歳）

子宮頸がん予防ワクチンの接種対象の方へ（中学1年生女子（保護者）の方）

病気等により初回接種の時期が遅くなった、又は接種間隔がずれてしまった場合には、接種間隔の変更が可能です。

3回目の接種が、標準的な接種間隔では予防接種の助成期間（平成25年3月31日）を過ぎてしまう方については、次の表を参考にいただき、助成期間中の予防接種が可能な場合には接種を受けてください。

ワクチン名	3回目の標準的な接種間隔	変更が必要な場合の3回目の接種間隔
サーバリックス （2価ワクチン）	1回目接種から6か月 （2回目接種の5か月後）	1回目接種から5～12か月の間隔
ガーダシル （4価ワクチン）	1回目接種から6か月 （2回目接種の4か月後）	2回目接種から3か月以上の間隔

※3回全て、同じワクチンの接種を受けてください。

【問合せ先】健康増進課 ☎240-7134